

部内資料

小企業に働く年少者の労働時間 等に関する調査

昭和44年3月

労 働 省 婦 人 少 年 局

は し が き

婦人少年局では、年少労働者の実態調査を毎年実施しているが、昭和42年度には小企業に働く年少者の労働時間の実情を明らかにするために、この調査を行なつた。

この報告書が関係行政機関等の参考になれば幸いである。

なお、御協力をいただいた方々に対し、深く感謝の意を表する次第である。

昭和44年3月

労働省婦人少年局

目 次

I 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査の対象	1
3 調査項目	1
4 調査対象時期	1
5 調査機関	1
6 調査方法	1
 II 調査結果の概要	2
1 調査対象事業所の概況	2
2 各種帳簿の整備状況	2
3 労働時間	3
(1) 勤務の形態	3
(2) 始業時刻及び終業時刻	4
(3) 勤労時間	5
(4) 休憩時間	9
(5) 所定労働時間	13
4 残業	17
(1) 残業の有無	17
(2) 残業の増減	20
(3) 年少労働者に対する配慮	20
5 所定休日	25
(1) 採用員の休日	25

(2) 休日の考え方	29
(3) 青少年労働者に対する配慮	30
6 休日出勤	30
(1) 休日出勤の有無	30
(2) 休日出勤の様のありかえ休日の有無	31
(3) 休日出勤の増減	32
(4) 青少年労働者に対する配慮	33
7 割増賃金等	34
8 年次有給休暇制度の有無	35
9 国民の祝日の扱い	40
10 その他の	41
(1) 単身従業員の住宅事情	41
(2) 単身従業員のための住宅建設計画	44

Ⅰ 調査の概要

1 調査の目的

小企業に所属する年少者の労働時間等に関する実態を把握するとともに、事業主の意識を明らかにして、今後の年少労働者保護育成施策上の参考資料とする。

2 調査の対象

- (1) 地域 全 国
- (2) 産業 製造業、卸売業、小売業、サービス業(一部)
- (3) 事業所 製造業においては常用労働者数10人以上100人未満、卸売業・小売業、サービス業においては常用労働者数5人以上30人未満を雇用し、かつ平令20才未満の労働者を雇用する事業所 1,900

3 調査項目

- (1) 労働時間に関する事項
- (2) 残業に関する事項
- (3) 休日に関する事項
- (4) 休日労働に関する事項
- (5) 割増賃金等に関する事項
- (6) その他

4 調査対象時期

昭和42年8月1日現在

5 調査機関

労働省婦人少年局及び婦人少年室

6 調査方法

婦人少年室職員及び臨時調査員による事業主に対する面接調査

Ⅱ 調査結果の概要

1 調査対象事業所の概況

調査対象となった事業所 1,900 の産業別構成をみると、製造業 31.4 %、卸売業・小売業 40.6 %、サービス業 28 % である。

規模別では、「30人～99人」(製造業のみ)は 19.1 %、「10～29人」は 53.9 %、「5～9人」は 22 % である。

調査対象事業所に働く青少年は、15才以上 18 才未満総数 2,803 人、「18～19才」総数 4,691 人 である。

調査対象事業所の所在地は 6 大都市(東京 23 区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市)が 33.6 %、人口 10 万以上の市 46.7 %、その他 19.7 % となっている。

2 各種帳簿の整備状況

(1) 労働者名簿

労働者名簿を作成している事業所は 88.1 %、いないものは 11.9 % である。労働者名簿を作成していないものを産業別にみると、卸売業・小売業(17.7 %)、サービス業(15.3 %)に多く、製造業(1.5 %)は少ない。規模別では、規模が小さくなるほど労働者名簿を作成していないものが多くなり、「30～99人」(製造業)では 0.8 % であるが、「10～29人」は 10.1 %、「5～9人」は 26.5 % である。

(2) 賃金台帳

賃金台帳のある事業所は 94.3 %、ないものは少なく 5.7 % である。賃金台帳のないものを産業別にみると、サービス業(8.5 %)、卸売業・小売業(7.2 %)に多く、製造業は少ない(1.2 %)。規模別では、「30～99人」(製造業) 1.7 % にすぎないが、規模が小さくなるほど「ない」ものが多くなり、「10～29人」では 4.4 %、「5～9人」では 12.6 % である。

(3) 年令証明書

年少労働者（18才未満）のいる事業所（調査事業所の53.3%）で年令証明書を備えつけているものは42.2%で、いないもの（57.8%）の方が多い。年令証明書を備えつけていないものについて産業別にみると、卸売業・小売業に多く（70.6%）、サービス業（6.5%）、製造業（41.5%）の類になっている。規模別では、小規模になるとほど年令証明書を備えつけていないものが多く、「30～99人」（製造業）では36%だが、「10～29人」は62.7%、「5～9人」72.6%である。

(4) 就業規則

當時10人以上の労働者を使用する事業所では定められた事項について就業規則を作成することとされているが、調査対象になった10人以上の事業所で就業規則を作成しているものは72.2%、いないものは27.8%である。規模別にみると、「30～99人」（製造業）では8割以上が就業規則を作成しており、していないものは16.5%であるが、「10～29人」ではいないもののがかなり多くなり31.4%である。「5～9人」の事業所では就業規則作成の法的義務はないが、作成しているものが41.3%である。調査対象（「5～9人」を含む）にみると、就業規則のあるものは、製造業84.2%、サービス業57.8%、卸売業・小売業56.1%である（附表1）。

3 労働時間

(1) 勤務の形態

調査事業所の勤務形態をみると、通常勤務が多く84.8%である。産業別にみると、通常勤務は製造業で多く（90.3%）、つぎがサービス業（84%）で、卸売業・小売業は比較的小なく81.2%となっている。

時差勤務を実施しているものは8.2%で、このなかで最も多いのは

二部制(5.4%)である。二部制を実施しているものは卸売業・小売業に多く(10.1%)、製造業は少ない(1.3%)。

又複数を実施しているものは8.9%で、二交替制のものが多く5.4%となつてゐる。産業別にみても大きな差異がなく、製造業7.7%、卸売業・小売業7%、サービス業6%である(第1表)(附表2)。

第1表

(2) 始業・終業時刻

勤務の形態別事業所の割合

勤務の形態	事業所数
計	1900(1900)
通常勤務	84.8
製造業	9.0.3
卸売業・小売業	8.1.2
サービス業	3.4.0
その他の	1.5.1
小計	6.9
二交替制	5.4
三交替制	1.1
その他の	0.4
小計	8.2
二部制	6.4
三部制	1.1
その他の	0.7

調査事業所の始業・終業時刻は労働協約・就業規則・内規等によつて定めているものが多く30.9%である。規則などによる定めはしていないが、慣行上始業・終業時刻が概ね一定しているものは12.2%で、慣行上も始業・終業時刻が不定なものが6.9%ある。

産業別にみると、労働協約・就業規則などによって定めているものは製造業に多く(9.4%)、サービス業(7.5.9%)、卸売業・小売業(7.4.1%)とはかなりの開きがある。

規模別にみると、規模が小さくなるほど労働協約・就業規則などによって定めているものが少なくなり、「30~99人」(製造業)では9.5.5%だが、「10~29人」では8.0.9%、「5~9人」では6.8.2%である(第2表)。

調査事業所の始業時刻(労働協約・就業規則などの定めのあるもの・慣行上は既定しているもの)は8時のものが最も多く37.9%、

第2表 在業、規模および始業・終業時刻の定め方別事業所の割合

産業・規模	計	労働協約・就業規則などによる定めあり	慣行上	
			ほぼ一定	不定
計	100 % (1,900)	80.9 %	18.2 %	0.9 %
業別	製造業 卸売業・小売業 サービス業	100 100 100	94.1 74.1 75.6	5.7 25.4 21.8
規模別	30~99人 100~299人 5~9人	100 100 100	95.5 80.9 68.2	4.2 18.2 30.5

つぎが「8:01～8:59」で32.9%、「9:00～9:59」の23.6%となっており、8時から9時59分までの間に集中している。始業時刻が5時以前、13時以後のものがあるのは、交替制を採用しているものと推測される。(第3表)

第3表 始業時刻別事業所の割合

始業時刻	事業所数
計	100 % (1,883)
5時前	0.5
5:00～6:59	4.0
7:00～7:59	5.8
8:00	37.9
8:01～8:59	32.9
9:00～9:59	23.6
10:00～10:59	3.9
11:00～12:59	3.7
13:00～	8.3

(1) 始業時刻が定めがあるもの、慣行上ほぼ一定しているもののみ掲載

(2) 一事業所で通常勤務交替制など採用しているものがあるから時刻別の集計は100を上回る。

産業別にみると東洋によって始業時刻の割合がみられ、製造業では8時に集中しているが(65.9%)、サービス業では「8:01～8:59」が最も多く43.5%、卸売業・小売業は「9:00～9:59」が多く39.8%である。

規模別にみると「30～99人」(製造業)は8時に始業時刻が集中しているが(63.5%)、「10～29人」では「8:01～8:59」(34.6%)「8時」(33.9%)が多く、「5～9人」では「9:00～9:59」に始業しているものが多く35.7%、つぎが「8:01～8:59」の31.4%である(第4表)。

第4表 産業、規模および始業時刻別事業所の割合

産業・規模		計	8時以前	8:00	8:01～8:59	9:00～9:59	10時以後	(%)
計		100 (1,083)	10.3	37.9	32.9	23.6	15.9	
産業	製造業	100	10.9	65.9	26.1	3.9	9.7	
	卸売業・小売業	100	9.2	22.6	30.9	39.8	21.8	
別	サービス業	100	11.0	28.3	43.5	22.1	14.5	
規模別	30～99人	100	11.9	63.5	29.3	3.6	13.8	
	10～29人	100	9.7	33.9	34.6	25.6	15.1	
	5～9人	100	10.7	26.1	31.4	35.7	17.4	

注 第3表を参照

調査事業所の終業時刻をみると、5時が最も多く38.3%、つぎが「5:01～5:59」の23.4%、「6:00～6:59」20.6%となっており、5時～6時59分までの間を終業時刻としているものが大部分である(第5表)。

産業別にみると製造業は5時終業が過半数(51.5%)を占めているが、卸売業・小売業は「6:00～6:59」(34.7%)7時以降(30.5%)が多く、サービス業では7時以降(32.2%)と「8:00～8:59」

第5表 終業時刻別事業所の割合

終業時刻	事業所数
計	110% (1883)
午後1時以前	3.6
1:00～2:59	1.4
3:00～4:59	19.0
5時	35.8
5:01～5:59	23.4
6:00～6:59	26.6
7:00～7:59	5.3
8:00～9:59	9.7
10時以降	8.2

注 第3表参照

(31.2%)が多くなっている。

規模別にみると、「30～99人」(製造業)では5時に終業しているものが過半数(64.6%)を占めているが、「10～29人」では5時が多く34.1%、「500～559」がつぎに多く27.7%である。「5～9人」では終業時刻のおそいものが多く7時以降が35%、つぎが「6:00～6:59」で25.2%である(第6表)。

第6表 産業、規模および終業時刻別事業所の割合

産業・規模		計	4時以前	4:00～ 4:59	5時	5:01～ 5:59	6:00～ 6:59	7時以降	(%)
計		100 (1883)	15.6	84	38.8	28.4	20.6	23.2	
産業	製造業	100	8.2	18.8	61.5	18.3	3.2	6.3	
	卸売業	100	5.6	3.1	28.6	22.1	34.7	30.5	
	サービス業	100	4.7	4.4	27.7	31.2	19.5	32.8	
規模	30～99人	100	1.5	19.9	64.6	15.2	3.3	8.6	
	10～29人	100	4.5	6.6	34.1	27.7	22.9	23.8	
	5～9人	100	6.6	3.1	28.7	19.1	2.2	35.0	

注 第3表参照

(3) 到來時間

商店事業所の到來時間は8時間が多く47.7%であるが、10時間をこえるものが18.1%となっている。

産業別にみると、製造業は到來時間の短いものが多く8時間～9時間に集中している(8時間～58.6%、8時間以上9時間未満～36.9%)。卸売業・小売業、サービス業は過半数は9時間未満の到來時間であるが(卸売業・小売業66.6%、サービス業66.8%)、10時間をこえるものが約4分の1あることは注目される。

規模別にみると、規模が小さくなるほど到來時間が長くなっている。8時間以下は「30～99人」(製造業)では91.2%、「10～29人」は75%、「5～9人」では55.2%である(第7表)。

第7表 産業、規模および到來時間別事業所の割合

(%)

産業・規模		計	8時間未満	9時間未満	9時間	10時間未満	11時間未満	11時間以上
計		100%(1883)	2.3	23.7	47.7	32	8.1	10.0
産業	製造業	100	1.3	30.9	56.6	8.9	1.0	1.3
	卸売業	100	2.6	23.6	41.6	21	12.5	11.9
	サービス業	100	3.1	17.3	46.4	6.3	9.6	17.3
規模	30～99人	100	1.4	34.3	55.5	6.3	0.8	1.3
	10～29人	100	2.1	29.3	50.6	8.5	2.2	8.4
	5～9人	100	3.7	18.4	33.1	8.9	14.0	22.0

出 第3表細目参照

労働協約・就業規則などによってきめられているものについて平均到來時間をみると9時間7分で、製造業は9時間以下になっているが、

卸売業・小売業、サービス業は9時間を超えるものが多い。規模別にみると規模が小さくなるほど拘束時間が長くなり、「30～99人」(製造業)は8時間52分、「5～9人」(卸売業・小売業)では9時間21分～30分である(第8表)(附表3)。

第8表 産業および規模別平均 拘束時間

産業・規模	平均拘束時間	
計	9時間07分 (1537)	
製造業	30～99人	8時間52分
	10～29人	9 00
卸売業・小売業	10～29人	9 07
	5～9人	9 21
サービス業	10～29人	9 15
	5～9人	9 30

(注) 労働規約・就業規則などにより定めている事業所のみを対象とした。
(1587事業所)

(4) 休憩時間

休憩時間の考え方は、労働規約・就業規則などによって定めているものは6.61%、慣行上ほぼ一定しているものは12.1%である。休憩時間が一定していないものが2割たらざるが、このうち「時刻不定だが時間がほぼ一定」のものは3.4%、「時刻・時間ともに不定」のものは9.2%となっている(第9表)。

休憩の回数についてみると、1回のものが最も多く7.2%であるが、2回以上のものが4分の1以上あり、このうち2回が14.4%、3～4回が13.6%となっている。産業別にみると、製造業は2回以

第9表 休憩時間の定め方別事業所の割合

			事業所数
計			100 % (1,900)
労働協約・就業規則などによる定めあり			58.1
業 種 上	時 間 一 定	12.1	
	時刻不定・時間ほぼ一定	9.4	
	時刻・時間とともに不 定	9.2	
そ の 他			1.2

上とっているものがかなり多くなっているが(1回—55.8%、2回—17.8%、3回—26.3%)卸売業・小売業、サービス業は1回のものが約8割である。

規模別にみると、「30~99人」(製造業)は休憩1回のものが約半分であるが、「10~29人」「5~9人」では約8割となっている(第10表)(附表4)。

第10表 休憩の回数別事業所の割合

(%)

産業・規模		計	1回	2回	3~4回
		100 (1,524)	72.0	14.4	13.6
業 種	製造業	100	55.8	17.8	26.3
	卸売業・小売業	100	81.9	13.2	4.9
	サービス業	100	82.6	11.1	6.2
規 模	30~99人	115	51.0	18.9	30.1
	10~29人	190	72.1	12.2	9.7
	5~9人	100	75.7	16.0	4.3

注 労働協約・就業規則などにより定めのあるもの、業種上一定している1,524事業所を対象としている。

休憩時間の長さをみると、5分が最も多く 58.7 %で、5分をこえるものも約 2 倍ある。労働基準法の休憩時間（第 34 案）は、労働時間が 8 時間をこえる場合は 45 分、8 時間をこえる場合は 1 時間の休憩を与えることとなつてゐるが、これを下回るとみられるものが 7.5 %ある（第 1-1 表）。

第 1-1 表 実施時間および休憩時間別事業所の割合 (6)

休憩実物	計	~4分	4分 ~5分	5分 ~6分	6分 ~7分	7分 ~8分	不定
總数	100 (1,900)	2.4 (45)	9.2 (175)	58.7 (1,115)	19.3 (367)	10.4 (197)	
~ 時間、分	100	4.5	4.6	—	9.1	81.8	
5:59	(22)	(1)	(1)	—	(2)	(18)	
6:00	100	3.3	14.7	44.2	35.9	2.0	
7:59	(512)	(17)	(75)	(223)	(184)	(16)	
8:00	100	1.1	7.9	8.1	8.4	1.6	
	(881)	(10)	(6)	(714)	(74)	(14)	
8:01	100	3.5	6.4	36.3	22.1	31.8	
~8:59	(484)	(17)	(30)	(175)	(107)	(154)	
不明	— (1)	—	—	—	—	— (1)	

注 () 内は実数

休憩時刻・時間ともに不定なもの (9.2 %) の内訳をみると、「ひまなとき各自休む」というものが多く 6.5 %、「手持時間をあてる」 1.5 %、「仕事のすすみ工合をみてきめる」 1.1 %である。この他に、「休憩時間なし」というものが 0.9 %あることが注目される（第 1-2 表）。

休憩時間の開始・終了時刻をみると、12 時に始まるものは 84.3 %、13 時に終了するものが 3.8 %となつてゐる。

第12表 休憩時間不定等の内容別事業所の割合

内 容		事 業 所
計		10.4% (197)
休憩と 時も 刻に 時不 定期	小 計	9.2
	仕事のすすみ工合をみてきめる	1.1
	手待時間をあてる	1.5
	ひまなとき各自休む	6.6
そ の 他	小 計	1.2
	休憩なし	0.9
	その他の	0.3

(5) 所定労働時間

調査事業所の所定労働時間は、8時間のものが約半数で、7時間以上8時間未満のもの及び3時間をこえるものが、それぞれ約4分の1となっている(附表5)。調査事業所のなかで18才未満の年少労働者のいる事業所は1012(53.3%)あり、これらの事業所の労働時間は、調査事業所総数のそれよりもいくぶん短くなっている、3時間が49.3%(総数-45.4%)、8時間未満は29.8%(総数-28.1%)、8時間を超えるものは20.8%(総数-25.6%)である(第13表)。

第13表 所定労働時間別事業所の割合

	総 数	年少者のいるもの
計	100% (1970)	100% (1012)
7時間未満	2.0	4.0
7.00~7.59	26.1	25.8
8時間	46.4	49.3
8.01~8.59	8.0	6.9
9時間以上	17.6	13.9

18才未満の年少労働者のいる事業所の労働時間は産業別にみると、製造業は労働時間の短いものが多く、8時間が62.9%、8時間未満が32.9%となっており、8時間を超えるものは4%である。サービス業は8時間のものが半分、8時間未満が約3割、8時間を超えるものが約2割となっている。最も労働時間が長いのは卸売業・小売業で、8時間、8時間未満ともに約3割、8時間を超えるものは4割である。

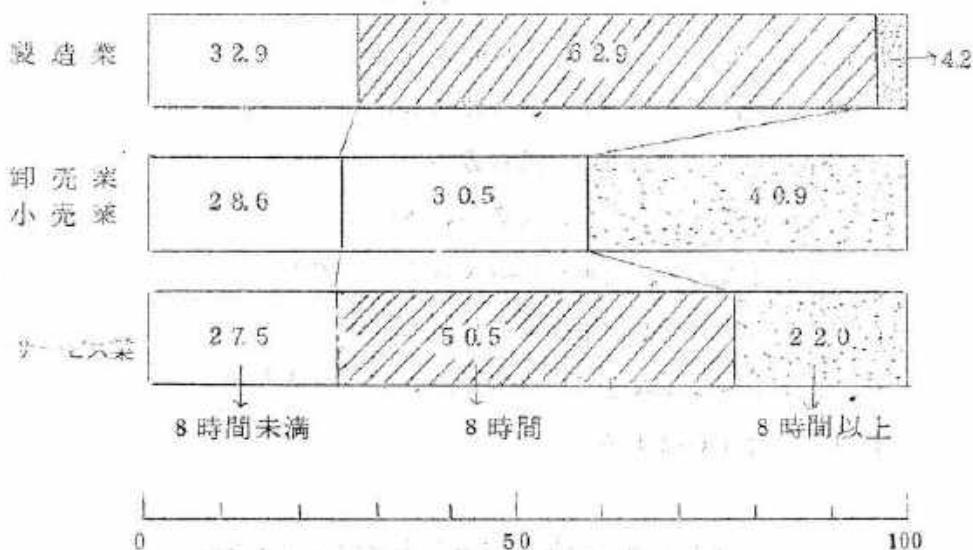
規模別にみると、規模が小さくなるほど労働時間が長くなっている、「30～99人」(製造業)では8時間を超えるものは2.9%であるが、「10～29人」では2.0%、「5～9人」は4.3.7%である(第14表)(第1図)。

第14表 産業・規模および所定労働時間
分布別年少者のいる事業所の割合

(%)

産業・規模		計	7時間未満	7.00～7.59	8時間	8.01～8.59	9時間以上
計		130 (1012)	4.0	25.8	49.3	6.9	13.9
産業	製造業	100	0.5	32.4	62.9	3.1	1.1
	卸売業・小売業	100	5.4	23.2	30.5	14.1	26.8
	サービス業	100	6.7	20.8	50.5	4.3	17.2
規模	30～99人	100	0.7	35.6	60.5	2.2	0.7
	10～29人	100	3.4	24.0	51.8	8.7	12.0
	5～9人	100	9.4	18.4	27.8	7.9	35.8

第1図 厚業および所定労働時間分布別年少者のいる事業所の割合 (%)



18才未満の年少者のいる事業所の平均労働時間をみると、就業規則などで定めているものは労働時間が短く、慣行上きめているもののはうが長くなつており、第15表に示すとおり、「就業規則などによって定めているもの」は8時間5分に対し、慣行上「ほぼ一定しているもの」は8時間27分、「不定のもの」は8時間48分である。

(第15表)

第15表 年少者のいる事業所の平均所定労働時間

		平均所定労働時間
就業規則などによって定めているもの		8時間05分 (711)
慣行上	ほぼ一定	8.27 (115)
	不定	8.48 (185)

調査対象となつた全事業所のなかで、18才未満のものに対しては、成人労働者（20才以上）よりも労働時間を短縮等の配慮をしているものは30.6%で、その内訳をみると通学者に対して配慮しているものが多く17.3%（時間短縮15.6%，昼間部、早番専門1.7%）つぎが労働時間を短かくしているもので11.1%である。18～19才の労働者に対して労働時間の短縮等をしているものは18才未満よりも少なく15.4%で、その内訳は18才未満と同じような傾向がみられ、通学者に対する配慮が多く（9.3%）、つぎが労働時間を短かくしているもの（5.7%）である。

要するに、18才未満のものの労働時間について成人の労働者よりも短縮するなどの配慮をしているものは約3割にすぎず、残り約7割は何の配慮もしていないわけである（第16表）（両表6）。

第16表 青少年に対する労働時間短縮等
の配慮の有無別事業所の割合

		18才未満 のいるもの	18～19才 のいるもの
計		100% (1012)	100% (1565)
記 慮 し て い る	小 計	30.6	15.4
	労働時間 を短かく して いる	11.1	5.7
	交替制 の 昼間部、時差勤務制 の 早 番 専門 に し て い る	4.3	2.0
	通学者に 対して 〔 時間を短く して いる 昼間、早 番 専門 に し て い る 〕	15.6 1.7	8.3 1.0
	そ の 他	5.2	2.2
記 慮 し て い な い		69.4	84.5

四 「記慮している」については一事業所で二以上回答しているものがあるので各項目の合計は小計と一致しない。

車両所の所定労働時間分布別に 18 才未満の年少者に対する労働時間短縮等の配慮についてみると、「8 時間以上」が配慮しているものが最も多く 41.5 %、つぎが「8 時間未満」で 32 %、「8 時間」は 24.9 % である。配慮している場合の内訳をみると、「8 時間未満」と「8 時間以上」では労働時間を短くしているものが多く、それぞれ 22 %、19.1 % である。通学者に対して時間を短くしているものは比較的多く、「8 時間」では 16 %、「8 時間未満」は 15.3 %、「8 時間以上」は 15.2 % となっている。交替制の昼間部、時差勤務制の早番専門をしているものは、「8 時間以上」に比較的多くなっており 59 % である（第 17 表）。

第 17 表 所定労働時間分布および 18 才未満の年少者への労働時間短縮等の配慮の有無別車両所の割合

		計	8 時間未満	8 時間	8 時間以上
計		100 % (1012)	100 % (269)	100 % (507)	100 % (236)
記 意 し て い る	小 計	30.6	32.0	24.9	41.5
	労 働 時 間 を 短 か く し て い る	11.1	22.0	5.5	19.1
	交 替 制 の 昼 間 部、時 差 勤 務 制 の 早 番 専 門 に し て い る	4.3	4.5	3.6	5.9
	通 學 者 に 對 し て	時間 を 短 か く し て い る	15.6	15.3	16.0
		日 常 、 早 番 専 門 に し て い る	1.7	1.9	1.4
そ の 他		5.3	5.9	3.2	13.1
配 慮 し て い ない		69.4	68.0	75.1	58.5

注 第 16 表を参照

4 残業

(1) 残業の有無

年少労働者の残業の状況についてみると、全く残業をさせていないと答えたものは 58.4%（事業所残業なし 18.6%、年少者は残業除外 39.8%）である。所定労働時間との関係をみると、労働時間が短いもののはうが残業をさせていないというものが多くなっており、「8時間未満」7.8%、「8時間」57.6%、「8時間以上」は 49.2% である。事業所の残業がよくあり年少者の残業もよくあるのではないかとみられるものが、11% ある。所定労働時間別に残業の傾向をみると、大まかにいって労働時間が長い事業所のはうが年少者によく残業させているとみられるものが多く、「8時間未満」では 7.8% であるが、「8時間」では 12.6%、「8時間以上」では 11% となっている（第18表）（第2図）。

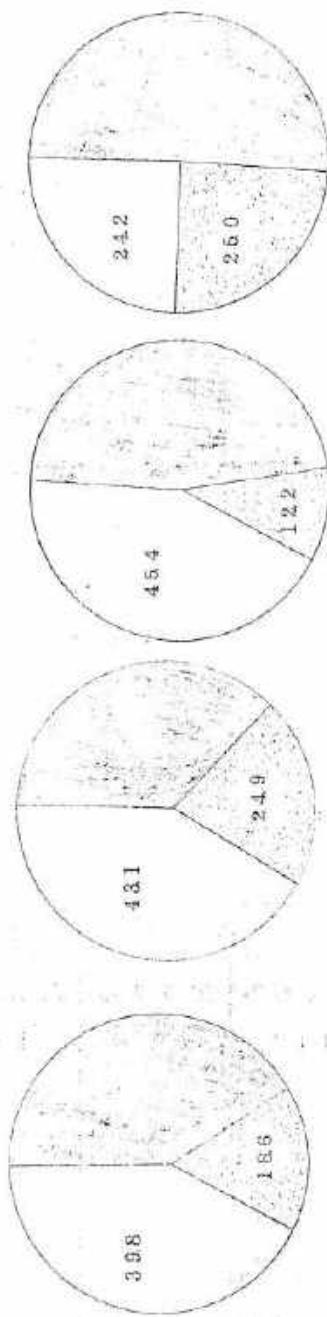
第18表 所定労働時間分布、および残業の
有無別年少者のいる事業所の割合

	事業所残業あり					(%)
	計	よくある	時々ある	たまにある	年少者以外	事業所残業なし
計	100 (1012)	11.0	14.7	15.9	39.8	18.6
8時間未満	100	7.8	12.3	11.9	43.1	24.9
8時間	100	12.6	16.8	13.0	45.4	13.2
8時間以上	100	11.0	13.1	26.7	24.2	25.0

残業が多い時期は、調査事業所全体についてみると、製品納入期（20.2%）、盆・暮等（13.5%）で、つぎが「仕事がはからな

第2図 所定労働時間外事業所労業の有無別年少者のいる事業所の割合

(%)



年少者のいる事業所割合
($1012 = 100$)

8時間未満

8時間

8時間以上

年少者は事業所外に残業なし
 事業所外に残業なし
 その他

いとき、遅れたとき」(9.2%)、「決算・納期のとき」(5.5%)である(第19表)。このうち年少者がいる事業所だけについてみると

第19表 残業の時期

残業の時期等		調査事業所
計		190% (1900)
時間的なもの	小計	48.0
	職務など	13.5
	製品納入期	20.2
	決算・納期のとき	5.5
	その他	13.4
社員がはからないとき、遅れたとき		9.2
特にどういうときということはない		3.2
その他	小計	16.5
残業率はなし		2.2

脚 一事業所で二項目以上回答しているものがあるので、各項目の合計が「計」と一致しない。

と、事業所としては残業があるが、年少者に残業をさせないことにしているものが約々割で、年少者の残業があると見られる事業所の残業の時期についてみると、製品納入期、宿泊など時間的なものが23.2%で最も多くなっている。事業所の所定労働時間別分布でみると、労働時間が長くなるほど時間的に年少者も残業があるとみられるものが多くなり、「8時間未満」では19.3%、「8時間」は22.7%、「8時間以上」28.8%である(第20表)(附表7)。

第20表 所定労働時間分布、残業の時期別事業所の割合

	(%)						
	事業所	残業	あり				事業所
計	時期的 なもの 計	仕事がは かどらな い時など	特にどう いう時と いうこと はない	その他	年少者 は除外	残業 なし	
計	100 (1012)	23.2	4.4	4.7	11.0	39.8	18.6
8時間未満	100	19.3	4.1	2.6	6.3	43.1	24.9
8時間	100	22.7	5.5	5.1	10.8	45.4	12.2
8時間以上	100	28.8	2.5	6.4	16.5	24.2	25.0

注 第19表(注)参照

(2) 残業の増減

一年前にくらべて残業が多くなったかどうかについて質問したところ、「かわらない」と答えているものが半分であるが、「多くなった」というものもかなりあり 18.2% である。

産業別にみると、残業が多くなったものは卸売業・小売業に多く 28.1% で、「少なくなった」というもの (21.5%) よりその割合が多くなっている。

規模別では残業が多くなったものは「5~9人」に多く 28.9% である。

事業所の所定労働時間別にみると、「8時間未満」のものが残業が多くなっている (第21表)

(3) 年少労働者に対する配慮

残業のある事業所について、とくに 18 才未満の年少労働者に対しては成人労働者と区別して何らかの配慮の有無についてみると、「配慮しているもの」が 73.4% で、その内訳をみると残業から除外して

第21表 工業、農林、所定労働時間および残業の増減別事業所の割合

(%)

	計	多くなった	かわらない	少くなつた	その他
計	100 (1064)	18.2	50.1	27.6	4.1
産業	100	20.4	51.9	26.3	1.4
卸売業・小売業	100	28.1	41.4	21.5	9.0
サービス業	100	4.6	53.1	35.8	0.6
規模	30~49人	17.6	56.2	26.4	—
10~29人	100	14.8	51.2	30.7	3.3
5~9人	100	28.9	43.1	19.0	9.0
所定労働時間	8時間未満	10.3	23.3	42.2	30.0
8時間以上	100	17.4	51.6	27.8	3.2
8時間以上	100	14.8	54.9	24.6	5.5

注) 残業のある事業所数は1,064である。

いるものが最も多く48.9%、つぎが定期制専門学者を残業から除外しているもので16.5%となつてゐる。

「18~19才」の者に対して成人労働者と区別して何らかの「配慮をしているもの」は34.3%で、18才未満の年少者にくらべると配慮しているものがいちじるしく少ない(第22表)(附表8)。

第22表 青少年に対する残業の配慮の有無
別事業所の割合

	18才未満のいるもの	18~19才のいるもの
計	19.0 (32.4)	19.0 (13.37)
小 計	73.4	34.3
記 意	残業から除外	48.9
し し	時間・日数を短縮	14.7
て い	定時制専門学者に対して 残業除外	16.5
い る	時間等短縮	4.1
そ の 他	3.4	2.5
記 意 し て い な い	26.6	65.7

(1) 「記意している。」については、一事業所で二以上回答しているものがあるので各項目の合計は小計と一致しない。

(2) 残業のある事業所だけを対象としている。

残業のある事業所のなかで、年少者がいるものについて所定労働時間分布別に年少者に対する残業の配慮の状況についてみると、労働時間が短かいもののほうが配慮しているものが多い。すなわち、「8時間未満」では81.2%、「8時間」は78%、「8時間以上」では53.1%が、年少者に対して配慮しており、その内訳をみると残業から年少者を除外しているものが多く、「8時間未満」57.4%、「8時間」51.5%、「8時間以上」32.8%となっている(第2-3表)。

第2-3表 所定労働時間分布および年少者(18才未満)
への残業の配慮別事業所の割合

		計	8時間未満	8時間	8時間以上
記 慮 し て い る	計	160 (824)	100 (202)	109 (445)	109 (177)
	小計	73.4	81.2	78.0	53.1
	残業から除外	48.9	57.4	51.5	32.8
	時間・日数を短縮	14.7	15.3	16.0	10.7
	定時制等通学者に対する 残業を除外	16.5	18.8	15.3	16.9
	時間等短縮	4.1	3.0	4.9	3.4
その他		3.4	3.5	4.0	1.7
配慮していない		26.6	18.8	22.0	46.9

(注) 第2-3表の参照

産業別にみると、残業について年少者には何らかの記述をしているものは製造業が多く(81.4%)、つぎが卸売業・小売業(67.2%)サービス業(57.9%)となっている。記述の内容をみると、年少者は残業から除外しているものが多く、製造業—62.4%、卸売業・小売業—40%、サービス業—38.9%である(第24表)。

第24表 産業および年少者(18才未満)への
残業の記述の有無別事業所の割合

		計	製造業	卸売業 小売業	サービス業	(%)
	計	100 (824)	100 (349)	100 (195)	100 (230)	
記 述 し て い る	小　　計	73.4	81.4	67.2	57.9	
	残業から除外	48.9	62.4	40.0	38.9	
	時間・日数を短縮	14.7	9.7	16.4	19.6	
	定時制等通学者に対して	16.5	14.6	23.1	14.5	
	残業を除外	4.1	4.3	5.6	2.9	
	時間等を短縮	3.4	2.3	3.1	5.0	
記述していない	26.6	18.6	32.8	32.1		

(2) 第22表(参照)

規模別にみると、規模の大きいものほど年少者(18才未満)の残業について記述しているものが多くなっており、「30~99人」では89.7%、「10~29人」は68.9%、「5~9人」では60%

である。この内容をみると、「年少者(18才未満)は残業から除外している」ものが多く「30~99人」—71.2%、「10~29人」—40.6%、「5~9人」36.7%となっている(第25表)。

第25表 規模および年少者(18才未満)への
残業の配慮の有無別事業所の割合

(%)

		計	30~ 99人	10~ 29人	5~9人
	計	150 (82.4)	109 (24.2)	100 (43.1)	100 (15.0)
	小 計	73.4	89.7	68.2	60.0
配慮してい る	残業から除外	48.9	71.2	40.6	36.7
	時間・日数を短縮	14.7	8.2	18.6	14.0
	定時制勤務者に対して	16.5	15.2	17.6	15.3
	その他の	4.1	5.3	3.9	2.7
配慮していない	3.4	1.6	3.9	4.7	

由 第22表(註)参照

5 所定休日

(1) 従業員の休日

調査事業所における従業員の休日は、労働協約、就業規則、内規等によってきめている事業所は90.2%を占めており、特に規則等では定めていないが、慣行上ほぼ一定の日数の休日があると答えた事業所

が 9.2%、慣行上でも不定又は休日がはつきりしないと回答したものは 0.6% にすぎない。職業別にみると製造業は就業規則等で一定の休日を定めているものの割合が多く (96.0%) 卸売業・小売業 (88.5%) サービス業 (86.5%) はやや少なくなっている。不定又は休日がはつきりしないと答えた事業所は、製造業では全くみられなかつたが、サービス業は 1.2%、卸売業・小売業で 0.7% みられた。

規模別にみると、「30～99人」(製造業)では、休日の定めある事業所は 96.3% 「10～29人」では 89.3% 「5～9人」では 85.7% と規模が小さくなるほどその割合は少ない(第 26 表)。

第 26 表 産業・規模および所定休日
の定め方別事業所の割合

産業・規模		計	労働協約・就業規則などによる定めあり	慣行上		不定又は不明
産業	規模			ほぼ一 定	日数のみほぼ一定	
	計	(1,900)				
		100	90.2	5.5	3.7	0.6
製造業	製造業	(596)				
		100	96.0	3.6	1.0	—
小売業	小売業	(773)				
		100	88.5	7.0	3.8	0.7
サービス業	サービス業	(531)				
		100	86.3	6.0	6.6	1.2
規模	30～69人	(363)				
		100	93.3	1.1	0.6	—
	10～29	(1,118)				
		100	89.3	5.6	4.7	0.5
	5～9	(419)				
		100	85.7	8.3	3.3	1.6

- 説明
- 1) 慣行上「ほぼ一定」とは時期及び日数がほぼ一定のもの。
 - 2) 「日数のみほぼ一定」とは時期は不定だが日数はほぼ一定しているもの。
 - 3) () 内は実数

休日が「一定ではない」と答えていた事業所は 9.5.7 % を占めているが(第26表)、これを半歩道(13才未満)のいる事業所の日数についてみると、約 9 割の事業所が週休で、週休を下回る事業所は 9.3 % である。又週休を超えるものがわずかみられた(0.2 %)。製造業では週休をしている事業所は 9.7.7 % を占めているが、サービス業 8.9.4 % 卸売業・小売業 7.6.8 % とその割合は少なくなっている。週休を下回る事業所は卸売業・小売業に多く 1.8.8 % みられ、サービス業でも 9.4 % とやや多いが、製造業では 1.8 % にすぎない。規模別では「5~9人」の事業所の休日が少なく、週休を下回るものが 1.8.4 % ある(「10~29人」 9.8 % 「30~99人」 1.1 %)(第27表)。

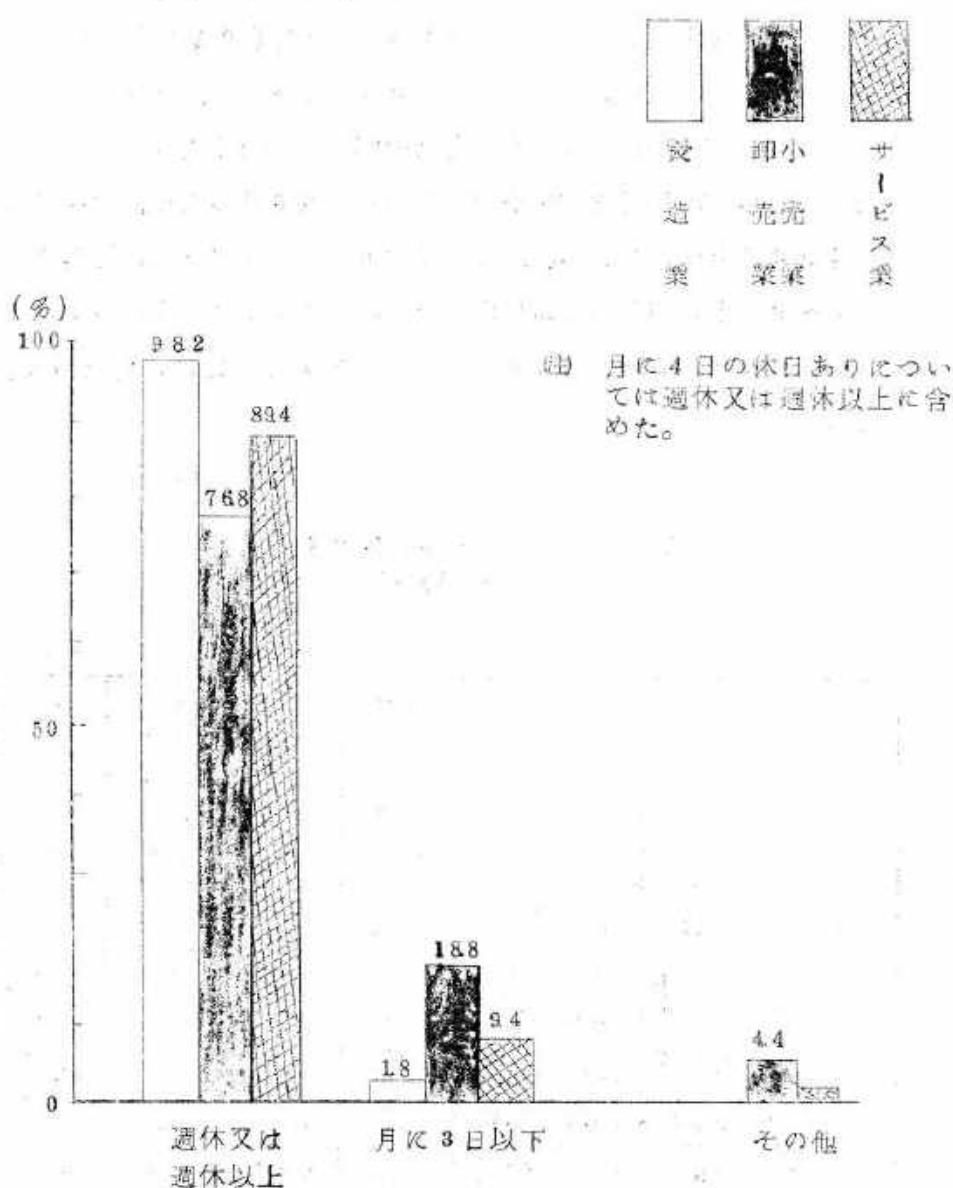
第 27 表 産業、規模および休日の日数別年少者のいる事業所の割合

(%)

		計	過月 休未 了日 まで	週 休	月5 日以上 を越 える	そ の 他
総	数	100(1,012)	9.3	86.8	0.2	1.7
産業	製造業	100(383)	1.8	97.7	0.5	—
	卸売業	100(298)	13.3	76.8	—	4.4
	サービス業	100(331)	9.4	89.4	—	1.2
規模	30~99人	100(261)	1.1	96.1	0.8	—
	10~29	100(550)	9.8	82.5	—	1.7
	5~9	100(201)	13.4	77.6	—	4.0

(1) 週休の中には一月を過算して 4 日休日のものも含まれる。
(2) ()内は実数

第3図 産業および休日の日数別事業所の割合



(2) 休日の考え方

調査事業所における休日の考え方をみると、一齊に休ませているものは 7.8%、一齊に休ませることもあるが交替で休ませることもあるものが 5.7%、事業所は休まずしないで従業員を全て交替で休ませるもののが 14.4%となっている。

産業別にみると、製造業で 9.4.8% の事業所が「一齊休日」となっているがサービス業は 7.1.8%、卸売業・小売業では 7.1.8% である。卸売業・小売業では「一部一齊休日」の事業所の割合が目だち 16.7%（製造業 2.9%、サービス業 7.3%）である。サービス業では、全従業員又皆で休日をとる事業所が多く 30.7% を占めている（製造業 2.3%、卸売業・小売業 11.9%）（第 28 表）。

第 28 表 休日の考え方別事業所の割合

(%)

		計	一齊休日	一部一齊交替休日	全交替休日	休日なし
業種	総 数	100(1900)	73.8	9.7	11.4	0.1
	製造業	100(598)	94.3	2.9	2.3	—
	卸売業	100(773)	71.3	16.7	11.9	0.1
	小売業	100(531)	71.8	7.3	20.7	0.2
規模	30~99人	100(363)	95.6	1.9	2.5	—
	10~29人	100(1118)	75.5	10.9	13.5	0.1
	5~9人	100(419)	73.0	12.4	13.4	0.2

註 () 内は実数

(3) 年少労働者に対する記述

年少労働者のいる事業所の所定休日が、週休を下回る事業所(9.3%)について年少労働者に対して休日の日数をふやすなどの記述をしているかどうか聞いたところ、「していない」というものが圧倒的に多い。週休、週休を上回る事業所(89.0%)で年少者に対してよく休日について記述している事業所がわずかではあるが0.6%みられた(第29表)(附表9)。

第29表 事業所の所定休日および年少者に対する休日の記述の有無別事業所の割合

(%)

	計	記述している	記述していない	その他
通 勤	100(1,012)	1.9	96.4	2.3
週 休 未 満	100(94)	8.5	91.5	—
週 休 又 は 週 滞 以 上	100(501)	9.6	97.2	2.2
そ の 他	100(17)	—	17.6	82.4

註()内は実数

6 休 日 出 勤

(1) 休日出勤の有無

休日を出勤日とするこのあら事業所の有無についてみると、「あり」と答えた事業所が55.6%「なし」が44.4%となっている。休日に出勤する頻度は「たまにある」が多く35.2%「時々ある」が14.2%となっており、「よくある」が6.2%みられた。休日出勤の理由についてみると、「製品消入用に間に合わせるため」(17.4%)

「倉庫業」(8.4%)が多い。

産業別にみると、休日に出勤するものは製造業が多く(66.8%)卸売業・小売業(48.8%)、サービス業(52.9%)はやや少ない。規模別では、「30~99人」(製造業)が多く(71.1%)、小規模ほど少ない傾向がみられる(「10~29人」54.7%, 「5~9人」44.4%)。休日の出勤があるという事業所について産業別に理由をみると、製造業では製品納入期(56.5%)が多く、卸売業・小売業、サービス業では理由が不明確なものが多いためこれを除くと、前者は益寡、後者は製品納入期が多くなっている(附表10)。

(4) 休日出勤の態のありかえ休日の有無

休日に出勤することのある事業所ではありかえ休日をもうけているものが約半数(49.6%)「もうける時もある」24.2%「もうけない」と答えたものが17%みられた。産業別にみると製造業(51.3%)卸売業・小売業(51.5%)ともに半数以上がもうけており、サ

第30表 産業、規模およびありかえ
休日の有無別事業所の割合

		計	も う け る	も う け あ る	も う け な い	そ の 他
総 計		100(1,055)	49.6	24.2	17.0	9.1
産 業	製 造 業	100	51.3	24.6	14.1	10.1
	卸 売 業・小 售 業	100	51.5	23.3	17.2	8.0
	サ ー ビ ス 業	100	44.8	24.9	21.0	9.3
規 模	30~99人	100	50.4	22.9	15.9	10.9
	10~29人	100	48.7	24.8	18.3	8.2
	5~9人	100	51.6	24.2	14.5	9.7

注 ()内は実数

サービス業が若干少ない(44.8%)。

ふりかえ休日をもうけない事業所は、サービス業が多く(21%)、つぎが卸売業・小売業(17.2%)で、製造業は比較的少ない(14.1%)。規模別では、もうけている事業所は「30~99人」(製造業)で50.4%「10~29人」で48.7%「5~9人」で51.6%となっており規模による差異はあまりみられない。(第30表)。

(3) 休日出勤の増減

休日出勤のある事業所について1年前にくらべて多くなかったかどうか聞いてみると「かわらない」と答えたものが過半数を占め(65.4%)、「少なくなった」と回答したものが27.6%みられた。産業別では「かわらない」と答えたものは卸売業・小売業に多く(製造業69.8%、卸売業・小売業76.0%、サービス業58.7%)「少なくなった」と答えたものは、サービス業に多い(製造業28.9%、卸売業・小売業49.7%サービス業35.5%) (第31表)。

第31表 産業、規模および休日出勤の増減別事業所の割合

(%)

		計	多 く な っ た	か わ ら い	少 な っ た	そ の 他
産 業	製 造 業	100(532)	5.6	65.4	27.6	1.3
	卸 売 業 ・ 小 売 業	100	9.8	60.8	28.9	0.5
	サー ビ ス 業	100	3.9	58.7	35.5	1.9
規 模	30 ~ 99人	100	10.9	58.6	29.7	0.8
	10 ~ 29	100	4.1	65.9	29.0	1.0
	5 ~ 9	100	3.3	72.3	20.0	3.3

註) () 内は実数。

(4) 年少労働者に対する配慮

休日出勤のある事業所で18才未満年少労働者に対する休日出勤の記述の有無についてみると、「無記述」と答えたものが45.1%である。「記述している」事業所(54.9%)についてその実情をみると、年少者を休日出勤から除外しているものが多く(44.4%)、休日出勤の日数を少なくしたり時間を短縮している(6.4%)ふりかえ休日を設けている(3.1%)の順になっている。産業別にみると、年少者に休日出勤に対する配慮をしている事業所は製造業に多い。

第32表 18才未満年少者に対する休日出勤
の記述の有無別事業所の割合

(%)

業種	年齢	計	記述している					記述していない
			小計	除外している	日数・時間の短縮	振替を授ける	その他	
総	(295) 100	54.9	44.4	6.4	3.1	1.0	—	45.1
業	製造業 (123) 100	69.3	62.6	2.4	3.3	—	—	31.7
	卸売業 小売業 (61) 100	39.3	19.7	13.1	4.9	1.6	—	60.7
規模	サービス業 (111) 100	38.6	37.8	7.2	1.8	1.8	—	51.4
	30~99人 (85) 100	75.3	68.2	2.4	4.7	—	—	24.7
	10~29 (170) 100	49.5	38.5	8.8	2.4	1.8	—	50.6
小	5~9 (40) 100	35.0	27.5	5.0	2.5	—	—	65.0

注 () 内は実数

(69.3%)。その実情をみると年少者を休日出勤から除外しているのは製造業が多く(62.6%)サービス業は比較的多いが(37.8)

%)、卸売業・小売業は少ない(19.7%)。卸売業・小売業は日数を少なくしたり時間を短縮している事業所が比較的多くなっている(卸売業・小売業13.1%、製造業2.4%、サービス業7.2%)。規模別では、何らかの記載をしている事業所は「30~99人」(製造業)に多く(75.3%)小規模ほどその割合は少なく、「10~29人」48.5%「5~9人」35%となっている(第3-2表)(附表11)。

7 割増賃金等

残業や休日出勤のある事業所について時間外労働に対する手当の支給方法をみると、「時間に応じて割増賃金を支給する」と答えた事業所が多いが(68.4%)、「現物支給する」(8%)「定額を支給する」(6.5%)、「つかみ勘定で支給する」(6.5%)もかなりある。「手当を支給していない」と答えた事業所が6%ある。産業別では、製造業は殆どの事業所が「時間に応じて支給」しており(98.1%)サービス業(63.5%)卸売業・小売業(50.0%)でも半数以上が時間に応じて割増賃金を支給している。卸売業・小売業では「定額を支給する」(18.1%)「つかみ勘定で支給する」(10.8%)事業所がやや多い傾向がみられる。規模別では、時間に応じて割増賃金を支給する事業所は規模が大きい程その割合が多い(「30~99人」(製造業)97.3%「10~29人」68.2%、「5~9人」42.3%)(第3-3表)。

時間に応じて割増賃金を支給する事業所について割増率をみると、10時までの割増率2割5分の事業所が半数以上で(55.5%)、2割5分を下回るものが、10.4%みられた。産業別では、割増率2割5分の事業所は、製造業84.0% サービス業47.2% 卸売業・小売業33.0%の順になっている。又2割5分以下の事業所の割合は卸売業・小売業(14.4%)サービス業(12.0%)に多く、製造業は少ない(5.3%)。

規模別では、2割5分支給の事業所は規模の大きい事業所に多い(「30~99人」(製造業)85.6%「10~29人」55.2%「5~9人」

第33表 廉業、規模および時間外手当の支給方法別事業所の割合

(%)

		計	時間に応じて支給する	現物支給する	一定額を支給する	つかみ勘定で支給する	支給せず	その他
総	数	(1,528) 100	69.4	8.0	9.9	4.5	6.9	7.3
製 造 業	業 種	(551) 100	93.1	5.1	1.6	0.9	1.3	3.6
卸 小 売 業	業 種	(536) 100	50.0	9.3	18.1	10.3	9.0	10.3
サービ ス業	業 種	(441) 100	63.5	10.2	10.2	9.1	8.2	9.2
30 ~ 99人	業 種	(341) 100	97.3	5.0	6.6	—	0.9	9.3
10 ~ 29	業 種	(871) 100	68.2	6.2	10.4	7.0	5.6	7.6
5 ~ 9	業 種	(316) 100	42.3	28.5	18.3	12.3	12.7	8.5

説) (1) 一事業所にて2種以上の賃労方式をとっている場合があるので、100をとる。

(2) () 内は実数

23.7%）。2割5分を下回るものは、規模の大きい事業所は少なく、「30～99人」（製造業）7.0%、「5～9人」13.9%、「10～29人」40.4%となっている。（第34表）（附表12）。

第34表 営業、規模および時間に応じて支給する時間外手当の割増率（10時まで）別事業所の割合

		計	～2割5分	2割5分	2割5分～	(%)
総 敷		(1,061) 69.4	10.4	55.5	3.5	
産業	製造業	(513) 93.1	5.3	84.0	3.8	
	卸売業 小売業	(268) 50.0	14.4	33.0	2.6	
	サービス業	(289) 63.5	12.0	47.2	4.3	
規模	30～99人	(332) 97.3	7.0	85.6	4.7	
	10～29人	(595) 68.2	10.4	55.2	2.6	
	5～9人	(134) 42.3	13.9	23.7	4.7	

括弧内は実数

8 年次有給休暇制度の有無

年次有給休暇制度のある事業所の割合は、約半数を占めている（55.2%）。産業別では、製造業が多く（81.4%）、サービス業（46.7%）卸売業・小売業（40.9%）の順となっている。規模別では、規模の大きい事業所ほどその割合が多くなっている（「30～99人」（製造業）89.3%「10～29人」53.1%「5～9人」31.3%）（第35表）（第4図）。

第3.5表 産業、規模および年次有給休暇制度の有無別事業所の割合

(%)

	計	年休制度あり	年休制度なし
総 数	100 (1500)	552	448
産業	製造業	100 (596)	814
	卸売業・小売業	100 (773)	409
	サービス業	100 (581)	467
規模	30 ~ 99人	100 (863)	823
	10 ~ 29	100 (1118)	521
	5 ~ 9	100 (419)	318

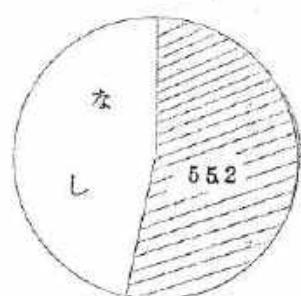
(注) ()内は実数

第4図 産業および年次有給休暇制度の有無別事業所の割合

総 数

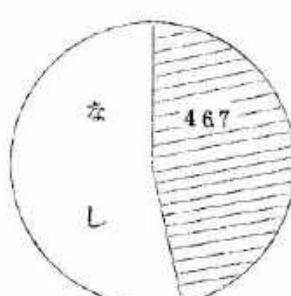
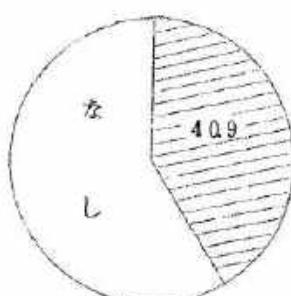
製造業

(%)



卸売業・小売業

サービス業



第36表 産業、規模および勤続年数による年次有給休暇の日数別事業所の割合

(%)

		勤続年数1年未満			勤続年数1年以上2年未満			年齢関係なく一律に与える	
		計	6日以上未満	なし	計	6日以上未満	6日以上	不明	
総	(1,049)	874	169	161	544	874	52	816	0.7
数	100								1.26
製造業	(485)	94.2	36	19.0	65.6	94.2	31	90.7	0.4
非	100								5.8
非	(816)	82.9	33.2	11.7	38.0	82.9	8.5	72.8	1.6
非	100								17.1
非	(248)	79.8	10.1	16.1	53.3	79.8	6.2	74.6	—
非	100								2.02
30～52人	(324)	96.0	10.2	17.9	67.9	96.0	1.3	94.1	0.6
規	100								4.0
10～29	(549)	85.9	21.1	16.0	48.8	85.9	7.1	78.3	0.5
規	100								14.1
5～9	(131)	73.3	14.5	12.2	46.6	73.3	6.9	64.9	1.5
規	100								26.7

(1) 勤続年数によって有給休暇を与えている事業所

(2) () 内は実数

制度のある事業所について休暇日数等の内容についてみると、勤続年数1年未満の者に対しても33.0%の事業所が与えていると回答している。勤続年数が1年以上2年未満の者については、6日未満5.2%、6日以上81.5%の割合となっており、勤続年数に関係なく一括に与えている事業所が12.6%みられた。産業別では、1年未満については、与えている事業所は、卸売業・小売業に多く(44.9%)、1年以上2年未満については、製造業の割合が多い(93.8%)(第36表)(付表13)。

年次有給休暇制度のない事業所は、44.8%で、産業別にみると卸売業・小売業に多い(59.1%)。規模別では小規模ほど年休制度のないものが多い(「5~9人」68.7%)(第36表)(付表13)。

「年次有給休暇制度はない」と答えた事業所について、年間の休暇の与え方を聞いたところ、慣習的に年間休日を与えていた事業所が多く

第37表 産業、規模および年次有給休暇制度のない事業所における年間休日日数別事業所の割合

(%)

		計	年間休日あり				特に休日を与えていない
			小計	6日未満	6日以上	不明	
総 数		100(851)	86.8	25.7	54.5	5.6	13.2
産業	製造業	100(111)	91.0	14.4	74.8	1.8	9.0
	卸売業・小売業	100(457)	85.8	31.3	46.8	7.7	14.2
	サービス業	100(283)	86.9	31.2	59.0	6.7	13.1
規模	30~99人	100(39)	94.9	10.3	79.5	5.1	5.1
	10~29人	100(524)	86.1	26.1	52.3	7.7	13.9
	5~9人	100(288)	87.2	27.1	57.3	4.9	12.8

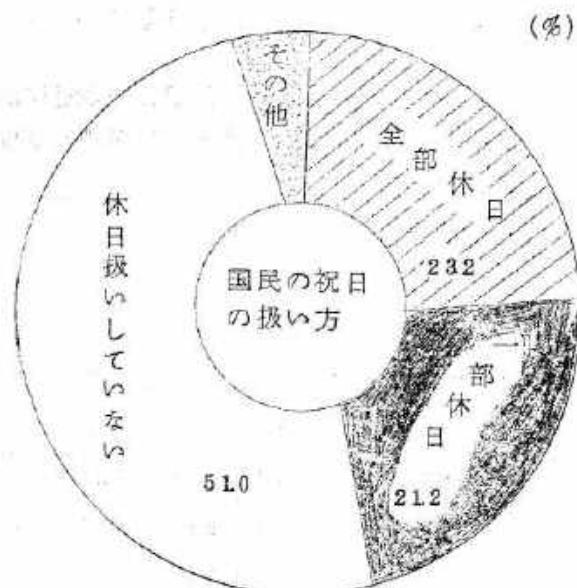
注 ()内は実数

(86.8%)、とくに年間休日は与えていないが1.3%のみられた。年間休日の日数を産業別でみると、6日以上の休日を与えているものは製造業に多い。とくに休日を与えていない事業所は製造業が1.0%、卸売業・小売業、サービス業とも、1.5%前後ある(第37表)(附表14)。

9. 国民の祝日の扱い

国民の祝日の扱い方をみると、休日扱いにしない事業所は約半数あり全部休日扱いにしている事業所は23.2%、一部休日にしているものが21.2%ある。産業別、規模別にみても大きな格差はない。(第5図)(附表15)。

第5図 事業所における国民の祝日の扱い方



1.0 その他の

本調査の実施に際し、参考までに単身従業員の住宅事情及び青少年の定期給与額の実情について調査したので掲載しておく。

(1) 単身従業員の住宅の実情

イ 調査事業所に雇用される単身従業員 19,210 人の住宅事情についてみると、単身者のための寮又は宿舎があると答えた事業所は 30.7 % である。寮などの建物に隣しての賃金の状況をみると、自己賃金又は民・融資により建てたものが多く (27.5 %)、政府、地方公共団体の融資をうけたと答えた事業所は 3.2 % にすぎない。雇用主と同居いわゆる住込は 3割みられる (30.6 %)。産業別にみると、単身用賃与住宅は製造業で多く (39.1 %)、住込はサービス業 (42.6 %) や卸売業・小売業で多い (35.6 %)。

規模別にみると規模の大きいものほど単身者住宅があるものが多く (「30~99人」製造業 45.5 %、「10~29人」 31.7 %、「5~9人」 15.4 %)、住込の割合は逆に規模の小さいものに多い (「30~99人」 (製造業) 9.5 %、「10~29人」 32.5 %、「5~9人」 41.2 %) (第 3-3 表-1) (第 3-2 表-2)。

第37表-1 産業、規模および事業所における雇用者と住宅の実情別事業所の割合

(%)

	計	雇用者と住宅				
		小計	政府資金		自己資金 民間融資	
			自社	他社		
	総数	100(1,886)	30.7	2.9	0.3	27.5
産業	製造業	100(591)	39.1	3.5	0.7	34.9
	卸売業・小売業	100(765)	25.3	3.1	0.1	22.1
	サービス業	100(539)	28.9	1.7	—	27.2
規模	30～99人	100(358)	45.5	5.0	0.8	39.7
	10～29	100(1,113)	31.7	2.6	0.2	28.9
	5～9	100(415)	15.4	1.7	—	13.7

(1) 内は実数

第38表-2 産業、規模および住宅の実情別事業所の割合

(%)

	計	雇用主 同居	民間アパート	規道元動	その他	
					パート	その他の
	総数	100(1,886)	30.6	20.5	72.2	8.7
産業	製造業	100(591)	13.5	31.3	80.9	8.0
	卸売業・小売業	100(765)	35.6	33.2	69.5	8.8
	サービス業	100(539)	42.6	23.8	66.2	9.4
規模	30～99人	100(358)	9.5	41.6	93.6	9.5
	10～29	100(1,113)	32.5	29.3	74.4	9.1
	5～9	100(415)	41.2	19.8	48.4	7.0

(1) 事業主は従業員満々が実質的な対象となるので100を越える。

(2) 内は実数

調査対象となつた事業所に雇用される単身従業員の住居の実情をみると、事業所の寮又は寄宿舎に居る者は 19.7 %で、雇用主と同居（住込）している者 12.2 %、民間アパート 3.6 %、既元通勤 57.0 %となつてゐる（第39表-1）（第39表-2）。

第39表-1 営業、規模および単身従業員の
居住状況別単身者の割合

		計	単身用賃専住宅				(%)		
			小計	政府資金		自己資金 民間融資			
				自社	他社				
	総 数	100(19,210)	19.7	2.3	0.1	17.3			
業 種	製 造 業	100(9,187)	20.8	2.3	0.1	18.4			
	卸売業・小売業	100(5,949)	16.8	2.9	—	13.9			
	サ ー ビ ス 業	100(4,974)	20.7	1.1	—	19.6			
規 模	30 ~ 99人	100(7,462)	20.6	2.6	0.1	17.9			
	100 ~ 299	100(9,927)	20.3	2.1	0.1	18.1			
	50 ~ 9	100(1,821)	11.1	1.6	—	9.5			

注) () 内は単身従業員の実数

第39表-2 産業、規模および単身従業員
の居住状況別単身者の割合

(%)

		計	寮 寄宿舎	雇用主 同 居	民間ア パート	親 元 通 勤	その他の
職業	職業	100(19,210)	19.7	12.2	8.6	57.0	2.6
産業	製造業	100(3,187)	20.8	3.7	8.0	65.8	1.6
	卸売業・小売業	100(5,949)	15.8	15.9	10.1	53.9	3.3
	サービス業	100(4,074)	26.7	26.0	7.9	41.5	3.9
規模	30~99人	100(7,462)	20.6	1.9	8.7	67.4	1.3
	10~29人	100(9,927)	20.3	15.5	8.8	51.9	3.4
	5~9人	100(1,821)	11.1	36.3	7.0	42.0	3.6

注) () 内は単身従業員の実数

□ 単身従業員のための住宅建設計画

単身者用給与住宅建設について調査事業所の今後の計画を開いたところ、単身者用住宅を新設又は増設する計画があると答えた事業所は17.2%で、特に計画はない事業所が多い(32.8%)。現在とくに計画はないが、「建てたい気持はある」と答えた事業所が19.4%で、「特に建てたいと思わない」ものほうが多い(40.8%)。

産業別では、建設の計画のある事業所は製造業に多い、各産業とも約8割近くの事業所は「とくに計画はない」と答えている。規模別では、規模の大きい事業所は建設の計画があるというのが多く、とくに建てたいと思わないと答えた事業所は小規模に多い(「30~99人」(製造業)26.8%「10~29人」38.6%「5~9人」58.8%) (第40表)。

第40表 建業、規模および単身者用住宅建設
の今後の計画の有無別事業所の割合

(%)

		計		現在单身用あり		現在单身用なし		計		計なし	
		小計	小計	融資	自己	小計	融資	自己	小計	計	持続性
總	100(1,886)	17.2	7.2	3.6	10.0	6.3	3.7	8.8	19.4	40.8	22.6
製造業	100(551)	21.3	5.8	5.9	8.9	11.5	7.6	5.9	78.7	20.0	30.6
販売業・小売業	100(765)	14.7	6.5	2.6	3.9	8.2	5.1	3.1	85.3	20.7	46.5
サービス業	100(530)	16.0	5.2	2.4	2.8	10.8	6.4	4.3	84.0	16.8	18.1
30~99人	100(358)	23.5	11.5	7.0	4.5	12.0	7.5	4.5	76.5	17.6	44.0
100~299人	100(1,113)	18.1	7.8	3.7	4.1	10.3	6.8	3.5	81.9	19.6	38.6
500~999人	100(415)	9.2	2.0	0.5	1.5	7.2	3.6	3.6	90.8	20.2	55.6
											11.8

建設計画のある事業所について建設資金の調達方法をみると、半数以上が融資を受けるとしており、自己資金で建てる事業所は約4割である。自己資金で建てるというものは規模の小さい事業所が多い(「30~99人」(製造業)38.1%「10~29人」42.1%「5~9人」55.3%) (第41表)。

第41表 産業、規模および単身者用住宅の
建設資金調達方法別事業所の割合

(%)

		計画あり		
		計	融資による	自己資金
総 計		100	57.4	42.6
産業	製造業	100	68.5	36.5
	卸売業・小売業	100	52.2	47.8
	サービス業	100	55.8	44.7
規模	30~99人	100	61.9	38.1
	10~29	100	57.9	42.1
	5~9	100	44.7	55.3

(2) 青少年の定期給与額

調査事業所に働く20才未満の青少年の昭和42年7月における定期給与額は男子は1万7千円から2万5千円未満が約半数で、2万5千円以上も約1割ある。女子の定期給与額はいくぶん低く、1

第42表 性、年令および定期給与額(昭和42年7月)別青少年労働者(20才未満)の割合

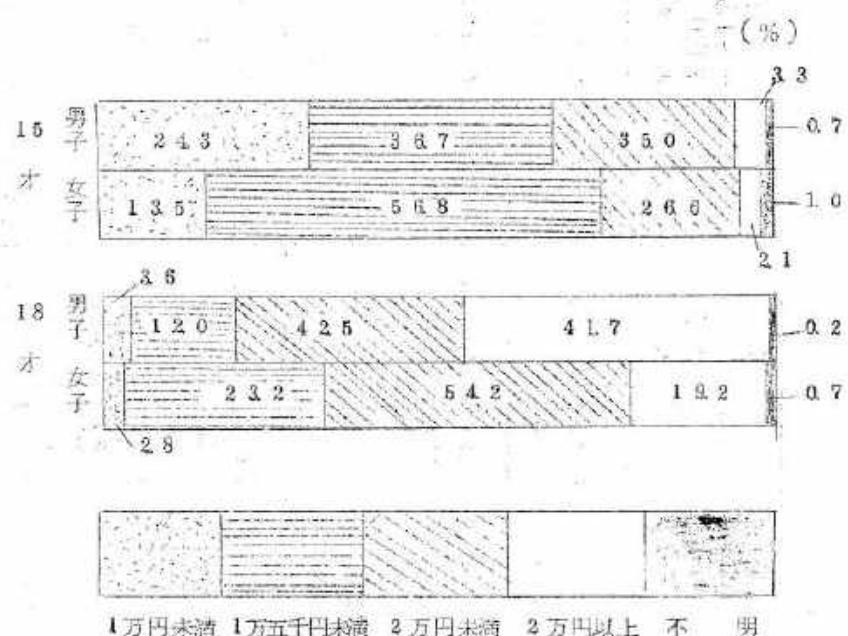
		(%)								
		計	1万円 ~1万 円未 来	1万円 ~3千 円未 来	1万3千 円~1万 円未 来	1万5千 円~1万 7千円 未 来	1万7千 円~2万 円未 来	2万円 ~2千 円未 来	2万5千 円以上 未 来	不明
男	計	(4,118) 100	(249) 60	(346) 84	(447) 109	(687) 167	(964) 234	(97e) 237	(431) 105	(11) 04
男子	15~17	(1,774) 100	(191) 108	(264) 149	(301) 170	(461) 226	(381) 215	(129) 107	(35) 20	(11) 06
女子	18~19	(2,341) 100	(57) 24	(82) 35	(145) 62	(286) 122	(583) 242	(782) 337	(398) 152	(2) 01
女	計	(3,354) 100	(142) 42	(377) 112	(602) 179	(733) 212	(525) 264	(525) 158	(55) 12	(21) 5
女子	15~17	(1,021) 100	(89) 87	(208) 204	(252) 257	(229) 224	(159) 156	(69) 58	(7) 67	(3) 63
女子	18~19	(2,333) 100	(53) 23	(169) 73	(349) 145	(725) 216	(479) 215	(33) 201	(12) 25	(3) 35

(注) () 内は実数

万7千円から2万5千円未満は約4割で、2万5千円以上は1.9%にすぎない。18才未満においても女子は男子より定期給与額の低いものが多く、1万5千円以下は54.8%であるが、男子は42.7%である（第42図）。

なお中卒初任給とみられる15才の男女の定期給与額をみると、1万5千円以下のものが過半数を占めており、男子では61%、女子は70.3%である（第6図）。

第6図 昭和42年7月における年令および定期給与額別青少年労働者の割合



四 定期給与額は毎月きまつて支給されるもので時間外給与を含みボーナスを除く。

小企業に働く年少者の労働時間等に関する調査

附 表

(附表1) 種業、規模および各種職務

		計	労働者名簿		年
			あり	なし	18才未満のいる事業所数
産業	総	(1,900)			(100)
		100	881	119	53.3
	製造業	100	234	15	(100)
	卸売業	100	823	177	(100)
	小売業	100	847	168	38.6
	サービス業	100	992	08	(100)
規模	30~39	100	899	101	(100)
	10~29	100	899	101	49.2
	5~9	100	785	265	(100)

の整備状況別事業所の割合

(%)

令 証 明		資 金 台 帳		就 業 規 則	
あ り	な し	あ り	な し	あ り	な し
(4 2.2)	(5 7.8)	9.4.8	5.7	8.5.1	3.4.6
(5 8.5)	(4 1.5)	9.6.8	1.2	8.4.2	1.5.8
(2 9.2)	(7 0.8)	9.2.8	7.2	5.6.1	4.3.9
(3 5.0)	(6 5.0)	9.1.5	8.5	5.7.8	4.2.2
(6 4.0)	(3 6.0)	9.8.9	1.7	8.3.5	1.6.5
(3 7.3)	(6 2.7)	9.5.6	4.4	6.8.6	3.1.4
(2 7.4)	(7 2.6)	8.7.4	1.2.6	4.1.3	5.8.7

(表 2) 種差、競争および誘導の多様別事象の割合

(%)

		種類		類別		類別		類別		類別	
		小 計	二 次 計	三 次 計	四 次 計	小 計	二 次 計	三 次 計	四 次 計	小 計	二 次 計
總	(1,9,0,0) 1,0,0	24,3	6,9	5,9	1,1	0,4	0,2	0,4	1,1	0,7	
體	頭 部	2,0,0	0,0,3	7,7	4,9	2,5	0,3	2,0	1,3	0,5	0,2
皮	頭 部 皮	1,0,0	0,1,2	7,0	6,4	0,6	0,3	1,1,8	1,0,1	0,9	0,8
膜	頭 部 膜	1,0,0	0,4,0	6,0	5,4	0,2	0,7	1,0,0	6,8	1,0	1,2
筋	頭 部 筋	1,0,0	0,7,3	1,0,5	6,1	3,9	0,5	2,2	1,4	0,6	0,2
膜	1,0 ~ 1,9 5 ~ 9	1,0,0	0,4,5	5,2	5,7	0,5	0,6	2,7	7,9	0,9	0,9
筋	1,0 ~ 2,9 5 ~ 9	1,0,0	0,3,5	6,9	6,7	0,2	—	9,5	6,9	1,9	0,7

(附表8) 産業、施設および拘束時間別事業所の割合

(%)

		計		小計		定期		臨時		一時		不定	
		計	1	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
総	数	1,809	(1,883)	1.2	1.1	2.7	4.7	7	8.2	8.1	2.7	5.3	(17)
業	種	536	(523)	—	—	3.0	3.6	3.9	3.9	1.0	0.3	1.0	(1)
工	紡織業	773	(769)	1.7	0.9	2.4	4.1	6	9.1	12.5	4.2	7.7	(4)
	漆器業	531	(519)	1.9	1.2	1.7	4.6	4	6.4	6.2	9.6	6.9	10.4
農	サニーピスツ	363	(362)	—	—	4.4	3.4	3	5.5	6.6	6.8	6.8	(12)
	漁	1,118	(1,107)	3.1	1.0	2.5	2	5	6.5	6.5	5.2	5.3	5.1
合計		6~9	412	(414)	2.7	1.0	3.2	4	5.3	7	14.0	16.4	20.0
百分率													

説明) 計の数字は実数 (2) () 内は実数

(附表4) 産業、規模および休

		計	定期休暇								
業種	従業員数		休憩回数				休暇回数				
			1 回	2 回	3 回	4 回	1 回	44分	45 分	46 分	
	総数	1900	(1,524)								
業種	製造業	596	(591)								
		100	55.8	17.8	26.2	0.1	1.0	15.3	4.7	57.3	
	卸売業	773	(547)								
業種	小売業	100	81.9	13.2	4.7	0.2	4.4	4.9	0.7	71.7	
	サービス業	531	(386)								
		100	82.6	11.1	6.3	—	2.1	3.7	0.5	67.2	
規模	30 ~ 99人	363	(359)								
		100	51.0	18.9	29.8	0.3	1.1	14.9	6.4	57.2	
	10 ~ 29人	1,113	(909)								
規模		100	78.1	12.2	9.6	0.1	1.9	7.3	1.0	69.2	
	5 ~ 9人	419	(256)								
		100	79.7	16.0	4.3	—	6.7	3.7	0.6	63.5	

注 (1) 計の数は実数 (2) () 内は実数

想回数、時間別事業所の割合

(%)

(附表5) 確認、履歴および所定労働時間別事業所の割合

(%)

	計	定期			臨時			不定			不
		小計	定期	臨時	定期	臨時	不定	定期	臨時	不定	
従業員数	1,900	(1,524)	100	0.8	29.9	53.7	7.0	8.7	3.5	3.7	(3.7)
従業員	596	(591)	100	0.8	30.6	62.4	3.5	2.5	—	—	(5)
卸売業	773	(547)	100	0.5	20.6	42.0	10.6	16.9	—	—	(5.5)
小売業	651	(266)	100	1.0	27.7	55.7	7.3	9.3	—	—	(14.6)
サービス業	363	(359)	100	1.4	35.1	57.9	2.8	2.8	—	—	(4)
規模	20 ~ 29人	1,118	(909)	100	0.4	26.7	54.9	7.2	8.0	—	(20.9)
規模	5 ~ 9人	419	(255)	100	1.2	26.6	43.4	12.5	16.4	—	(16.3)

(1) 計の値は実数 (2) C) 内に未登

(附表6) 産業、規模および青少年労働者に対する所定労働時間の配属割合と業種の割合

(1) 18才未満のいる事業所

(2) 18才～19才のいる事業所 (%)

規 模	計	配属している				配属している				そ の 他 施 設				
		就業前、早 朝、早 番に對 し学習、 音響に對 し準備す る者		その他の 就業者		就業前、早 朝、早 番に對 し学習、 音響に對 し準備す る者		その他の 就業者						
		時 間 短 縮	時 間 長 縮	時 間 短 縮	時 間 長 縮	時 間 短 縮	時 間 長 縮	時 間 短 縮	時 間 長 縮					
総 数	(1,012) 100	4.3	15.6	1.7	5.2	6.94	(1,665) 100	5.7	2.0	8.3	1.0	2.2	84.6	
製 造 業	100	4.4	2.1	14.9	1.3	2.6	7.94	1.0	2.9	0.8	7.8	0.8	1.3	88.6
卸 小 業	100	19.1	3.4	19.8	1.7	2.3	5.91	1.0	8.3	3.7	9.3	0.9	1.2	82.7
サ ービス業	100	11.5	3.3	13.6	2.1	10.9	8.71	1.0	5.2	1.1	7.6	1.3	4.8	82.9
30 ～ 29人	100	3.8	2.7	15.7	1.9	2.3	7.74	1.0	2.4	1.2	9.0	1.2	0.9	87.2
10 ～ 9人	100	12.4	5.1	14.9	0.5	3.6	6.91	1.0	6.5	1.9	7.9	0.7	2.1	85.9
5 ～ 4人	100	16.5	4.5	17.4	3.5	13.4	5.97	1.0	6.7	3.2	11.7	1.5	3.5	84.0

注(1) 配属しているものの中には重複しているので計は100をこえる (2) () 内は実数

(附表7) 業種、規模および残業の有無別年少労働者のいる事業所の割合

(%)

		事業所度				業種				あり		事業所残業なし	
		頻	時々	たま	稀	時	月	年	月	年の	半期	業種外者	半期業種外者
	計	よくある	ある	たま	稀	時	月	年	月	年の	半期	業種外者	半期業種外者
	(1,012)	11.0	14.7	15.9	23.2	4.4	4.7	4.0	4.0	3.8	3.8	13.6	13.6
従業員数	100	12.5	11.7	9.9	5.3	3.3	4.4	3.1	3.9	5.6	5.9	6.9	6.9
従業員数	100	10.1	13.1	16.3	22.5	2.7	7.0	11.7	2.5	2.5	3.4	3.6	3.6
従業員数	100	10.0	19.6	22.1	23.3	6.0	4.5	1.6	4.4	3.2	3.2	15.4	15.4
従業員数	100	10.3	9.6	6.9	18.0	3.8	2.3	2.7	6.3	6.3	6.9	6.9	6.9
従業員数	100	11.8	18.0	16.7	25.6	6.0	4.5	1.2	3.8	3.1	3.1	2.6	2.6
従業員数	9	10.0	9.5	12.4	25.4	2.0	1.0	8.5	1.6	9.4	9.4	8.4	8.4

(注) 1)事業所で2つ以上回答しているので計は100をとる。 2) ()内は実数

(付表6) 聖業、規範および青少年労働者に対する残業の記述の有無別事業所の割合

1) 18才未満のいる事業所

職業	年齢	性別	記述している				記述していない				割合(%)	
			塗時間		通対して短縮する		塗時間		通対して短縮する			
			外	内	他の	記述	外	内	他の	記述		
全般	(824)	計	100	48.9	14.7	16.5	4.1	3.4	26.6	(1.327)	100	
女性	100	100	62.4	9.7	14.6	4.3	2.3	18.6	100	12.4	15.6	
製造業	100	100	40.0	16.4	23.1	5.6	3.1	32.8	100	13.7	10.9	
卸売業	100	100	38.9	19.6	14.3	2.9	5.0	32.1	100	11.2	12.3	
小売業	100	100	71.2	3.2	15.2	5.2	1.6	10.3	100	15.1	16.7	
サービス業	100	100	40.6	18.6	17.6	3.9	3.9	31.1	100	12.9	12.0	
30~99人	100	100	40.6	18.6	17.6	3.9	3.9	31.1	100	15.1	16.7	
規模	10~20	100	40.6	18.6	17.6	3.9	3.9	31.1	100	12.9	12.0	
5~9	100	36.7	14.0	15.3	2.7	4.7	4.0	0.0	100	8.1	12.2	

注 1) 配慮しているものの中は重複して答えているので計は100をとえる 2) ()内は実数

(附表9) 塗装、模範および青少年労働者に対する休日の比率の有無別事業所の割合

(%)

		18才未満のいる事業所 休日日数を多くする (1ヶ月又は1週)				18才~19才のいる事業所 休日日数を多くする (1ヶ月又は1週)										
		計				計										
		小計	3日	4日	5日	その他	小計	3日	4日	5日	その他					
船	鐵	(1,012)	1.3	0.1	0.9	0.3	2.3	9.64	1.00	0.8	0.1	0.6	9.86			
機	製	業	100	0.8	—	0.8	—	2.1	9.71	1.00	0.4	—	0.8	9.89		
金	鋳	業	100	2.3	0.3	1.0	1.0	3.4	94.3	1.00	1.6	0.3	1.0	95.97		
金	亮	業	100	0.9	—	0.9	—	1.5	97.6	1.00	0.2	—	0.2	99.4		
業	サ	ビス業	100	0.9	—	0.9	—	1.1	98.1	1.00	0.3	—	0.3	99.7		
規	10	~ 29	100	1.6	0.2	1.1	0.4	2.7	95.6	1.00	1.1	0.2	0.9	—	0.8	98.1
規	5	~ 9	100	1.0	—	0.5	0.5	2.5	96.5	1.00	0.6	—	0.6	98.8		

注 () 内は実数

(附表10) 農業、漁業および事業所の休日出勤の有無、時期別事業所の割合

(%)

業 種 類	統 計 数	休日出勤の有無															休な 日 出 勤し る									
		未 登 録					よくある					避けた い					たまにあ る									
		計	登 録 率	新 規 入 場	決 算	その 他の 比率	小 計	登 録 率	新 規 入 場	決 算	登 録 率	小 計	登 録 率	新 規 入 場	決 算	登 録 率	小 計	登 録 率	新 規 入 場	決 算	登 録 率					
農業	1,900	<100><153><314><65><92><39.0>																								
工 業	100	(556)	84	174	45	85	222	(82)	0.5	1.1	0.1	2.2	2.3	(142)	1.6	5.1	0.8	1.7	5.2	(352)	6.3	16.2	3.8	1.6	14.7(44.4)	
	製造業	100	(668)	32	37.8	2.5	1.0	22.1	(3.4)	0.8	2.3	—	0.2	2.7	(17.6)	2.5	12.4	0.7	0.9	3.4	(428)	4.9	23.0	1.8	0.2	16.1(33.2)
	非製造業	100	(482)	10.1	58	9.1	87	17.3	(7.0)	0.5	0.6	0.8	3.1	2.2	(10.6)	1.3	2.1	1.2	3.0	4.3	(312)	8.0	31	7.6	2.6	10.9(51.2)
施 設	サービス業	100	(52.9)	6.2	11.6	1.1	5.1	29.4	(4.7)	—	0.4	—	2.3	2.1	(15.6)	0.9	4.9	0.6	0.9	8.5	(32.6)	5.3	6.2	0.6	1.9	18.8(47.1)
	30～22人	100	(71.1)	6.5	26.8	3.6	2.5	24.5	(5.3)	0.8	3.3	—	1.1	3.5	(20.9)	2.8	14.0	0.8	1.1	4.7	(41.9)	5.0	21.5	2.8	0.3	16.3(22.9)
	10～29	100	(54.7)	7.7	15.4	5.5	6.4	21.6	(5.8)	0.4	0.9	0.1	2.4	2.1	(13.6)	1.2	5.2	1.0	2.2	5.0	(25.3)	5.1	9.4	4.5	1.7	14.5(45.3)
規模	5～9	100	(44.4)	10.3	4.3	3.8	6.0	22.0	(5.3)	0.7	—	0.2	2.4	1.0	(10.0)	1.7	1.7	0.5	1.0	6.0	(29.1)	7.9	2.6	3.1	2.6	14.1(55.6)

脚注 (1) 計及び小計は休日出勤の時間がいずれも重複した回答があるので数字(内訳)の計は一致しない。

(2) 総数1,900は実数

(附表 11) 童業、機械および青少年労働者に対する休日出勤の記述の有無別事業所の割合

(%)

		18才未満に対する記述				18~19才に対する記述							
		計	外	無	その他の記述	計	外	無	その他の記述				
		(295)	44.4	3.1	1.0	45.1	1.00	(470)	17.4	6.0	4.5	2.1	70.0
	総数	100	44.4	3.1	1.0	45.1	1.00						
63	製造業	100	62.6	2.4	3.3	—	31.7	1.00	21.1	5.7	6.9	2.9	63.4
63	卸売業	100	19.7	13.1	4.9	1.6	60.7	1.00	15.6	5.6	3.1	1.3	74.4
63	サービス業	100	27.8	7.2	1.9	1.8	51.4	1.00	14.8	6.7	3.0	2.2	73.3
規模	30~99人	100	68.2	2.4	4.7	—	24.7	1.00	25.8	5.0	7.5	1.7	60.0
規模	10~29	100	36.5	8.8	2.4	1.8	50.6	1.00	14.7	6.6	3.3	2.9	72.4
規模	5~9	100	27.5	5.0	2.5	—	65.0	1.00	14.1	5.1	2.8	—	76.9

(注) (1) 1事業所で2以上回答しているので計は100をとる。 (2) ()内は実数

(附表12) 産業、規模および時間外労働の割増賃金の支給方法別事業所の割合

(%)

		時間に応じて支給する				規定文書による				支給する				その他の		不	
		10時まで		10時以後		5時未満		5時未満		5時をもつて終了する		5時をもつて終了する		支給せず		支給する	
	計	2 未 満 5 分	2 割 5 分	2 割 5 分	2 割 5 分	5 時未 満	支 給 す る	支 給 す る	支 給 す る								
總	総	(1,528)	100	104	155	25	25	69	262	14	80	39	65	39	73	04	
製 造	業	100	53	840	38	69	341	341	341	341	341	341	341	341	341	341	
農 業	業	100	144	330	26	52	73	11	33	181	103	50	103	103	66	—	
商業	業	100	120	472	43	84	186	23	102	102	91	22	83	—	—	—	
規 模	30 ~ 99人	100	70	856	47	76	408	15	50	06	—	05	41	—	—	—	
	10 ~ 29	100	104	532	26	72	172	07	92	104	70	55	76	07	—	—	
	5 ~ 9	100	139	237	47	54	62	35	82	183	123	127	58	58	—	—	

注(1) ()内は実数 (2) 重複回答があるもので計は100をとる

(付表13) 廉業、規模および年次別有効休暇の日数別構成割合

		年 休 制 度 あり 計	年 休 制 度 あり 計			年 休 制 度 あり 計			年 休 制 度 あり 計			年 休 制 度 あり 計			年 休 制 度 あり 計					
			1年未満			1年以上2年未満			2年以上3年未満			3年以上4年未満			4年以上					
			小 計	1 年 休 制 度 あり 計	1 年 休 制 度 あり 計	5 日 休 制 度 あり 計														
総	(1200)	100	55.2	43.3	9.3	8.4	0.5	30.1	2.9	25.9	1.8.2	1.3	0.4	6.9	1.4	4.1	0.6	0.2	0.1	4.8
生産業	100	81.4	76.7	7.9	15.3	0.2	5.3.4	2.5	5.2.2	1.8.5	2.2	0.3	4.7	1.3	3.0	0.5	0.3	—	1.8.6	
製造業	100	40.9	33.9	13.6	4.7	0.1	15.5	3.5	18.1	10.9	0.3	0.6	7.0	1.4	3.5	0.9	1.0	0.1	5.9.1	
卸売業	100	46.7	37.3	4.7	6.2	1.3	25.0	2.4	21.1	10.7	3.0	—	9.4	1.3	6.0	0.8	1.2	—	5.3.3	
小売業	100	55.6	45.6	11.2	7.7	0.8	25.9	3.8	26.3	1.8.4	1.9	0.1	7.5	1.5	4.3	0.7	0.9	0.1	4.6.9	
サービス業	100	89.3	85.7	9.1	16.0	—	6.0.6	1.1	61.7	1.9.8	2.5	0.6	3.6	0.3	2.8	0.3	0.2	—	1.0.7	
30~99	100	55.1	45.6	11.2	7.7	0.8	25.9	3.8	26.3	1.8.4	1.9	0.1	7.5	1.5	4.3	0.7	0.9	0.1	4.6.9	
規模	10~29	100	31.3	22.9	4.5	3.8	—	14.6	2.1	12.2	6.9	1.2	0.2	6.4	1.9	4.5	0.7	1.2	—	6.8.7
5~9	100	31.3	22.9	4.5	3.8	—	14.6	2.1	12.2	6.9	1.2	0.2	6.4	1.9	4.5	0.7	1.2	—	6.8.7	

注 () 内は実数

(附表14) 産業、運輸および年間休日数、時刻別事業所の割合

(%)

業種	会社	年次休暇回数	年間休日数			日あたり			年休割合		
			小計	10日	15日	不規則	始業日	年末休日	希望休日	その他の休日	不明
総数	(1,500)	442	389	115	204	2.9	1.1	2.9	32.3	0.6	9.6
建設業	100	18.6	16.9	2.7	11.2	2.0	0.7	0.3	16.1	0.3	2.7
機械器具業	100	5.91	5.07	1.85	2.42	2.7	0.8	4.5	3.21	3.97	1.0
サービス業	100	5.33	4.63	11.3	2.52	4.3	1.9	3.6	3.20	3.86	0.4
30~99人	100	1.07	1.02	1.1	6.3	1.7	0.6	0.6	1.02	—	1.1
10~29人	100	4.69	4.03	1.23	21.0	2.7	0.8	3.6	27.5	2.26	0.6
5~9人	100	6.87	5.93	18.6	31.0	4.8	2.1	3.3	4.06	5.04	1.2

注(1) 時期については重複して回答しているので小計に一致しない。(2) ()内は実数

(附表15) 産業、規模等より国民の祝日の扱い方別事業所の割合

(%)

		計	全休 節日	一休 節日	休な 日扱 いし	そ の 他
総 数		(1,900) 100	23.2	21.2	51.0	4.7
産 業	製造業	100	18.3	21.9	48.0	1.8
	卸売業					
	小売業	100	25.9	16.6	53.8	2.8
規 模	サービス業	100	24.7	15.8	50.3	9.2
	30 ~ 99人	100	20.9	36.4	40.8	1.9
	10 ~ 29人	100	24.1	18.7	53.2	3.9
5 ~ 9人		100	22.7	14.6	53.7	9.1

図 () 内は実数

(附表 16) 売額、規模、性別および定期給与額(昭和42年)

		計	一万円未満	一一万円三仟円満	一七万三千円円満
男 子	計	(4118) 100	6.0	8.4	10.9
	製造業	100	3.8	6.6	11.3
	卸売業 小売業	100	10.4	6.9	5.9
	サービス業	100	5.5	12.8	15.0
	30~99人	100	3.3	6.2	11.3
	10~29	100	8.4	9.8	10.2
	5~9	100	3.2	9.0	13.2
	計	(3354) 100	4.2	11.2	17.9
女 子	製造業	100	2.8	10.4	19.2
	卸売業 小売業	100	4.2	7.4	14.7
	サービス業	100	8.0	20.0	20.2
	30~99人	100	2.1	9.1	20.0
	10~29	100	5.1	11.7	15.9
	5~9	100	7.9	16.2	19.0

7月)別育少年労働者(20才未満)の割合

(%)

一ヶ月未 一万二千円 五千円満	一ヶ月未 一万二千円 七千円満	二ヶ月未 一万五千円 五千円満	二ヶ月以 一万五千円 上	不明
16.7	23.4	23.7	10.5	0.4
18.4	25.3	24.7	9.6	0.3
12.2	22.8	28.6	12.3	0.8
18.3	20.9	17.3	10.0	0.1
19.1	26.1	25.1	8.6	0.4
14.3	22.1	23.2	11.8	0.2
21.1	20.6	21.6	10.0	1.3
21.9	26.4	15.8	1.9	0.6
24.8	26.7	14.8	1.3	—
21.0	32.4	18.2	1.1	0.9
15.4	15.4	14.1	5.1	1.8
24.5	27.2	15.9	1.2	—
20.3	28.0	16.0	1.8	1.1
19.0	17.8	14.6	4.9	0.7

(附表17) 性、年齢および定期賃与額(昭和42年7月)
別青少年労働者(20才未満)の割合

(%)

		計	1 万 円 未 満	一一 万 万 円 三 千 円 未 満	一 七 万 五 千 円 未 満	一 七 万 七 千 円 未 満	一 七 万 二 千 円 未 満	二 七 万 五 千 円 未 満	二 万 五 千 円 以 上	不 明
	計	(4,118)								
男	15才	100	6.0	8.4	10.9	16.7	23.4	23.7	10.5	0.4
	16	100	24.3	20.6	16.2	20.5	14.5	3.3	—	0.7
	17	100	7.6	20.1	20.0	26.6	16.3	7.9	0.8	0.7
	18	100	5.7	7.5	15.0	20.6	29.5	17.1	4.0	0.5
	19	100	3.6	3.9	8.1	14.7	27.8	29.3	12.4	0.2
女	計	(3354)								
	15才	100	4.3	11.2	17.9	21.9	26.4	15.8	1.9	0.6
	16	100	13.5	29.2	27.6	18.8	7.8	2.1	—	1.0
	17	100	7.9	34.0	26.1	25.2	13.4	3.0	—	0.3
	18	100	7.4	14.6	24.6	22.0	20.0	9.0	1.4	1.0
	19	100	2.8	6.8	16.4	23.2	31.0	17.7	1.5	0.7

注 () 内は実数

GAa1／1

8B-4-22



女性と仕事をつくる
未来創造



00964580